

伊勢原市通所介護事業所からの質問項目について(回答)

① 要支援2の方がデイを2回利用できるか？

(答)

制度上、要支援2の方は、週2回のデイサービスの利用が可能である。サービスの提供については、アセスメントに基づき、包括支援センターが作成するケアプラン(介護予防ケアマネジメント結果)ごとに判断するものである。

② 要支援者が本人の意向で週2回利用したいと希望した場合、対応方法はあるのか？

(答)

要支援1の場合、基本は、週1回が適当である。

要支援1の対象者が週2回給付できる例:退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながると考えられるような場合。

具体的には、退院直後の利用から、1か月後に再度アセスメントを実施しケアプランを見直すこととする。

要支援2の場合、アセスメントにおいて必要性が明記され、ケアプラン(介護予防ケアマネジメント結果)で必要と考えられるのであれば、週2回は利用可能である。

③ 要支援2の方が、週2回利用が可能となっている際、指定された期間を過ぎたら利用は不可能なのか？

(答)

ケアプランによらないサービス利用は、不可能である。

④ 6月より、介護予防対象者が一定条件のもと、更新時でもないのに事業対象者へ移行となったが、なぜ行政からの事前の説明等がないのか？

(答)

変更申請をした後に、非該当と認定され、またチェックリストにより事業対象者となった場合、本人に事業対象者となる被保険者証が送付されている、被保険者証を確認いただきたい。

また、アセスメントによりケアプラン(介護予防ケアマネジメント結果)の見直しも必要と考えられるため、包括支援センターに状況の説明を求められたい。

⑤ 総合事業に関する問い合わせをしたいが、どこへ相談したら良いのかわからない。

(答)

総合事業について介護予防ケアマネジメントによるケアプランに係るサービス提供及び請求に関することは、地域包括支援センターに相談をかけること。

制度全般については、担当は介護高齢福祉課高齢者支援係である。

⑥ 今年の1月に行われた説明会の内容と【配布資料2】の内容と一部変更されているようだが、新しく書面及び説明がほしい。

(答)

一部の通所介護事業者が、ケアプランによる利用回数の変更を確認しないまま、週1回を週2回の利用をさせている例があった。あくまでも、介護予防ケアマネジメントによりサービス利用回数を決定するものであり、事業者が利用者の要望に応じ、回数を増やすことはできない。事業者に誤解がないように変更することとしたので、当面の間、総合事業については市ホームページのサービスコード表を使用されたい。

- ⑦ 提供表の『要介護状態区分』で要支援の『2』に○をつけているのに『サービス内容』で、『通所型独自サービス／22(A61221)』を適用している包括があるがその理由が知りたい。

→ このコードは事業対象者に使うコードではないのか？

(答)

4月以降の予防支援認定者及び総合事業該当者に使用するコードである。

4月以前の認定者で、引き続き認定期間のある者は、従来の国保連の予防コード表を使用されたい。

- ⑧ ⑦のように提供表に誤りがあった場合、包括または行政から利用者等に謝罪やサービス内容の説明をすることが出来るのか？

(答)

利用者に対して、提供表の誤りがあったことを提供表の作成に関わった者が丁寧に説明すべきと考える。

- ⑨ 今年6月に「介護予防・日常生活支援総合事業における訪問介護員サービス及び通所サービスの給付に関する周知について(依頼)」の影響か今まで『要介護4』の利用者を、主治医の意見書では『要介護2が妥当』と診断されている利用者に対し、結果『要介護1』という結果になっている。

(答)

認定審査の結果は、訪問調査と主治医意見書を元にした、認定審査会で判断するものであり、制度改正による影響はないものと考えます。

- ⑩ 「要介護1及び2」に該当され、サービスを通して入浴している利用者が更新にて「要支援1または2、事業対象者」となった場合、自宅入浴困難者(自宅に風呂がないなど)の利用者に対して、どのような支援をしていくのか？ 現状、受けていたサービスを継続することが出来ないことを、行政は把握しているのか？

(答)

通所事業所の設備基準に浴室の規定はないこと、もともと要支援対象者は入浴介助加算の対象ではなかったこと、介護度の判定基準は審査会によるものであることから、入浴に関しては事業所の判断によるものと考えます。

サービス利用については、介護予防ケアマネジメントによるケアプランに支援内容(入浴可能な事業所に変更等)が明らかにされているものと考えています。

- ⑪ 具体的な事柄ではないが、包括もはっきりとした現状(総合事業等)を理解出来ていないようで、回答に苦慮していると聞いている。

(答)

月1回開催している地域包括支援センター担当者会議の活用及び介護予防ケアマネジメントの考え方の調整会議、また適宜相談に対応する方法で、地域包括支援センターを支援したいと考えている。

- ⑫ 日常生活は自立している利用者だが、重度の『うつ』を患っている利用者に対して事業対象者と区分されてしまった場合、週2回のデイサービスでなんとか精神を保つ事が出来ていた利用者へ、どのようなフォローをしていくのか？

(答)

障害相談事業者と連携して、障害サービスを組み合わせて支援をしていただきたい。

- ⑬ 今年の1月の説明会の内容以外の、変更事項をもう少し、きちんと行政側から書面や説明会等で説明を頂きたい。

(答)

このQ&A に対応することとしたい。

また、ここに掲載したもの以外に、質問等があればメールで対応する。

メールアドレス: [kaigo@isehara-city.jp](mailto:kaigo@isehara-city.jp)

- ⑭ 事業対象者の契約や利用回数、期間などがイマイチわからないので、再度、説明がほしい。

(答)

事業対象者との契約書は、事業所が作成し、利用回数や期間はケアプランに基づいて実施するものである。